

1 特約の中途付加の申し込みに際して

▶ 1 中途付加の申し込みができる場合

当社の承諾を得て、一定の条件で基本契約に特約を付加することができます。

● 保険期間または年金支払期間が終身の基本契約

○：中途付加できる特約です。

△：保険料分割払の基本契約に限り、特約を中途付加できます。

特約名 基本契約	無配当災害特約 (解約返戻金低減型)	無配当災害特約 (無解約返戻金型)	無配当傷害医療特約 (解約返戻金低減型)	無配当傷害医療特約 (無解約返戻金型)	無配当総合医療特約 (解約返戻金低減型)	無配当総合医療特約 (無解約返戻金型)	無配当先進医療特約 (無解約返戻金型)
普通終身保険	○	○	○	○	○	○	○
特別終身保険	○	○	○	○	○	○	○
普通終身保険(低解約返戻金型)	○	○	○	○	○	○	○
特別終身保険(低解約返戻金型)	○	○	○	○	○	○	○
据置終身年金保険(※1)	△	—	△	—	△	—	—
終身年金保険付終身保険(※1)	○	—	○	—	○	—	—
介護保険金付終身保険(※1)	○	○	○	○	○	○	○
介護割増年金付終身年金保険(※1)	—	—	○	—	○	—	—
夫婦年金保険付夫婦保険(※2)	○	—	○	—	○	—	—
据置夫婦年金保険(※2)	△	—	△	—	△	—	—

※1 現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約に上記特約を付加できます。

※2 現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約の主たる被保険者に上記特約を付加できます。

●保険期間または年金支払期間が有期の基本契約

○：中途付加できる特約です。

△：保険料分割払の基本契約に限り、特約を中途付加できます。

特約名 基本契約	無配当災害特約	無配当災害特約 (学資保険(H24)用)	無配当傷害医療特約	無配当傷害医療特約 (学資保険(H24)用)	無配当総合医療特約	無配当総合医療特約 (学資保険(H24)用)	無配当先進医療特約 (無解約返戻金型)
普通養老保険	○	—	○	—	○	—	○
特別養老保険	○	—	○	—	○	—	○
特定養老保険(※1)	○	—	○	—	—	—	—
普通定期保険	○	—	○	—	○	—	○
学資保険(※1)	○	—	○	—	○	—	○
育英年金付学資保険(※1)	○	—	○	—	○	—	○
学資保険(H24)	—	○	—	○	—	○	○
学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)(※1)	—	○	—	○	—	○	○
長寿支援保険(低解約返戻金型)	○	—	○	—	○	—	—
据置定期年金保険(※1)	△	—	△	—	△	—	—
夫婦保険(※2)	○	—	○	—	○	—	○

※1 現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約に上記特約を付加できます。

※2 現在販売していませんが、過去にご加入された基本契約の主たる被保険者に上記特約を付加できます。

⚠️ ご注意

- 一つの基本契約には、無配当傷害医療特約(4種類)と無配当総合医療特約(4種類)のいずれか一方の特約のみ付加することができます。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を中途付加する場合は、無配当総合医療特約(4種類)のいずれかが付加されている必要があります。(いずれも付加していない場合は、同時に付加する必要があります。)
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は、被保険者が複数の基本契約に加入している場合でも、被保険者ひとりにつき、1つの基本契約にのみ付加できます。
- 財形商品の基本契約には特約を付加できません。
- 引受基準緩和型商品には、特約中途付加の取り扱いはありません。

▶ 2 中途付加の申し込みができない場合

- 基本契約が次のいずれかに該当するときなどは、特約の中途付加の申し込みを行うことはできません。

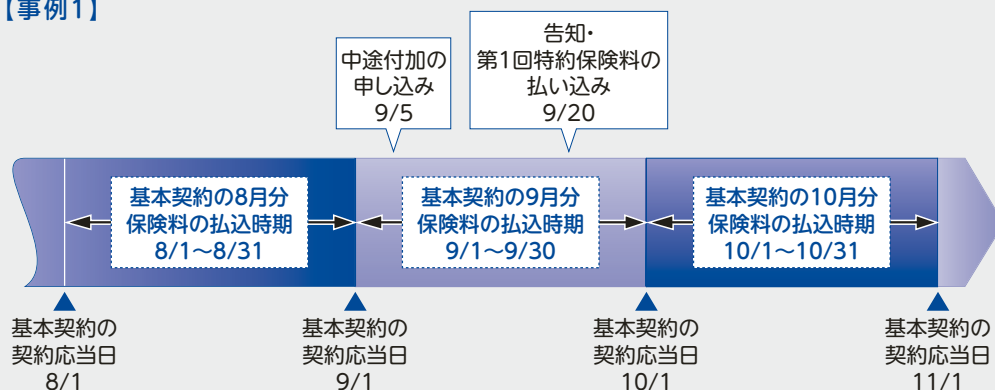
- ①据置終身年金保険、据置定期年金保険および据置夫婦年金保険で、保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
- ②保険金額または年金額が最低保険金額または最低年金額に満たないとき
- ③残りの保険料払込期間が1年に満たないとき
- ④保険料が払込免除となっているとき
- ⑤保険料払済契約に変更になっているとき
- ⑥復活払込金の分割払い込みをしているとき
- ⑦保険料に振り替えることを目的として、ご契約者が貸し付けを受けた場合で、その貸付金の全額の振り替えが終わっていないとき
- ⑧「特約の契約日(※)」の属する月の前月分に当たる基本契約の保険料が払い込まれていないとき

※「特約の契約日」とは、特約の保障(責任)開始の日と同一の日で、当社が特約の中途付加の申し込みを承諾した場合、「第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の払い込み」および「告知」(無配当総合医療特約(4種類)および無配当先進医療特約(無解約返戻金型)に限ります。)がともに完了した時を含む日をいいます ①。

①しおり13P参照

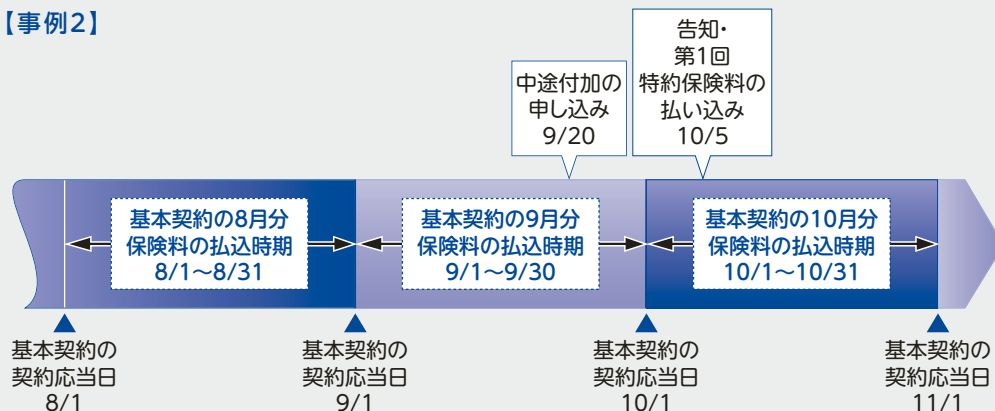
「中途付加した特約の保障(責任)の開始」

【事例1】



上記の場合、告知と第1回特約保険料の払い込みが完了した9/20が特約の契約日となるため、中途付加の申し込みに当たっては、基本契約の8月分の保険料が払い込まれている必要があります。

【事例2】



上記の場合、告知と第1回特約保険料の払い込みが完了した10/5が特約の契約日となるため、中途付加の申し込みに当たっては、基本契約の8月分および9月分の保険料が払い込まれている必要があります。

(中途付加の申込時において基本契約の9月分保険料が払い込まれていない場合、中途付加の申込時に基本契約の9月分保険料を払い込むことが可能です。)

- ⑨ 学資保険(H24)で、お子さまが出生前であるとき
- ⑩ 基本契約の契約日が到来していないとき
- ⑪ 特約の中途付加の申し込みをする特約と同一の特約または類似の特約が現在付加されている、または過去に付加されていたとき

中途付加の申し込みを行う特約	中途付加の申し込みをする特約と同一の特約または類似の特約
無配当災害特約	災害特約 無配当災害特約
無配当災害特約(解約返戻金低減型) 無配当災害特約(無解約返戻金型)(※)	介護特約 災害特約 無配当災害特約(解約返戻金低減型) 無配当災害特約(無解約返戻金型)
無配当災害特約(学資保険(H24)用)	災害特約(学資保険(H24)用) 無配当災害特約(学資保険(H24)用)
無配当傷害医療特約 無配当総合医療特約	傷害入院特約 疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当傷害医療特約 無配当総合医療特約
無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型) 無配当傷害医療特約(無解約返戻金型)(※) 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(無解約返戻金型)(※)	傷害入院特約 疾病入院特約 疾病傷害入院特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型) 無配当傷害医療特約(無解約返戻金型) 無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) 無配当総合医療特約(無解約返戻金型)
無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)	無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用) 無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用) 無配当総合医療特約(学資保険(H24)用)
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	無配当先進医療特約(無解約返戻金型)

(注)「『医療特約 その日からプラス』の中途付加と同時に入院特約を解約する場合の特則」に該当する場合は、上記にかかわらず、一定の条件のもと、既存の特約を解約して「医療特約 その日からプラス」を付加することができます。①。

(注)上表の(※)の特約のいずれかが付加されている場合、無解約返戻金型以外の特約を付加することはできません。また、無解約返戻金型以外の特約が付加されている場合、上表の(※)の特約は付加できません。

- 上記のほか、次のいずれかに該当するときは、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)は付加できません。

- ① 被保険者を同一とする他の基本契約に無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が付加されているとき
- ② 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間(最長10年)を超えて保険料の前納払込みをしているとき
- ③ 団体を通じての保険料の前納払込みをしているとき
- ④ 無配当総合医療特約(4種類)のいずれも付加されておらず、同時に付加できないとき

①しおり14P参照

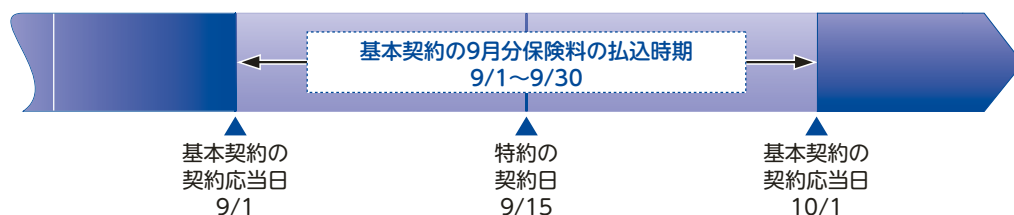
「医療特約 その日からプラス」の中途付加と同時に入院特約を解約する場合の特則

▶ 3 中途付加の申し込みを承諾できない場合

- 特約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾した時に成立します。
- 当社は、加入限度額、被保険者の健康状態などの事由のほか、次の場合に、申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料(すでに付加されている特約がある場合は、その特約の保険料を含みます。以下、このページでは同じ。)がその月内(払込時期内)に払い込まれないとき

<基本契約の保険料の払込時期の例>



9月分の基本契約の保険料は、9/1～9/30に払い込んでください。

9月分の基本契約の保険料が上記期間内に払い込まれない場合、特約の申し込みを承諾しないことがあります。

(2) 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の中途付加の申し込み後承諾までの間に、基本契約の保険料を10年を超えて前納したとき

「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料について

- 「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料の払い込みの確認に日数を要し、当社が申し込みを承諾するまでに日数がかかることがあります。
- あらかじめ「特約の契約日」が属する月分に当たる基本契約の保険料を払い込むことにより、当社が申し込みを承諾するまでの日数を短縮できることがあります。

▶ 4 中途付加した特約の保障(責任)の開始①

当社が特約の中途付加の申し込みを承諾した場合、「第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)(※)の払い込み」および「告知」(無配当総合医療特約(4種類)および無配当先進医療特約(無解約返戻金型)に限り)がともに完了した時から、当社は特約保険金の支払いなどの特約上の保障(責任)を開始します。申し込みをただけでは保障は開始されません。

- 特約は、お客さまからの申し込みに対して**当社が承諾したときに成立**します。
- 当社が特約の申し込みを承諾するかどうかは、健康状態などに関する告知内容などを考慮して判断します。(無配当総合医療特約(4種類)および無配当先進医療特約(無解約返戻金型)に限りです。)
- 当社が特約の申し込みを承諾したときには「**承諾の通知**」に代えて、ご契約者に「**保険証券**」②を郵送します。
- 中途付加した特約の契約日は、特約の保障(責任)開始の日と同一の日です。
- 特約の成立後に契約内容の変更などをする場合にも、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

- 特約の中途付加
- 基本契約・特約の復活

(※)「クレジットカードやデビットカード」または「金融機関の払込票」で払い込んだ場合、第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の受領時は以下の時となります。

クレジットカードやデビットカードの場合	当社端末機で手続きをした時
金融機関の払込票の場合	当社の指定口座に着金した時

▶ 5 中途付加した特約の保険期間の終期

- 特約(無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を除く)の保険期間の終期は、基本契約の保険期間または年金支払期間の終期と同じです。
- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間は10年(※1)(※2)ですが、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない限り、10年ごとに自動更新(※3)します。

※1 この特約の契約日からこの特約を付加する基本契約の年ごとの契約応当日までの期間が1年に満たないときは、直後に到来する基本契約の年ごとの契約応当日までを1年として、残りの保険期間を計算します。

※2 基本契約の残りの保険期間が10年に満たない場合、この特約の保険期間の終期は基本契約の保険期間の終期と同じです。

※3 自動更新には一定の条件があります。詳しくは「無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新」(24ページ)をご覧ください。

①約款参照

災害「第41条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第42条」、災害(学資)「第37条」、傷医「第42条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第43条」、傷医(学資)「第41条」、総医「第47条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第48条」、総医(学資)「第46条」、先進(無解返)「第43条」

②しおり23P参照

「申し込み手続きの際の注意点」

しおり13P参照

申し込みをした、「医療特約 その日からプラス」の保障（責任）の開始などについては、「中途付加した特約の保障（責任）の開始」をご参照ください。

①約款参照

傷医「第43条」、傷医（低減型）「第44条」、傷医（学資）「第42条」、総医「第49条」、総医（低減型）「第50条」、総医（学資）「第47条」

▶ 6 「医療特約 その日からプラス」の中途付加と同時に入院特約を解約する場合の特則①

- 2015年10月1日以降を契約日とする入院特約を解約する場合で、次のいずれかに該当する場合において、

- ① 無配当傷害入院特約を解約すると同時に、無配当傷害医療特約または無配当傷害医療特約（解約返戻金低減型）を付加する申し込みをしたとき
- ② 無配当傷害入院特約（学資保険（H24）用）を解約すると同時に、無配当傷害医療特約（学資保険（H24）用）を付加する申し込みをしたとき
- ③ 無配当疾病傷害入院特約を解約すると同時に、無配当総合医療特約または無配当総合医療特約（解約返戻金低減型）を付加する申し込みをしたとき
- ④ 無配当疾病傷害入院特約（学資保険（H24）用）を解約すると同時に、無配当総合医療特約（学資保険（H24）用）を付加する申し込みをしたとき

（注1）1つの基本契約に2つの入院特約（無配当傷害入院特約および無配当疾病傷害入院特約、または無配当傷害入院特約（学資保険（H24）用）および無配当疾病傷害入院特約（学資保険（H24）用））が付加されている場合は、2つとも解約する必要があります。

（注2）無解約返戻金型の「医療特約 その日からプラス」を付加することはできません。

解約する入院特約と同時に申し込みをした、「医療特約 その日からプラス」の「特約基準保険金額が同額（※）」である場合、次の特則が適用されます。

- ① 解約する入院特約は、「医療特約 その日からプラス」の契約日に消滅します。
- ② 申し込みをした特約が成立しなかったときは、入院特約の解約の効力は生じません。

（※）「医療特約 その日からプラス」の特約基準保険金額が当社の定める最低保険金額に満たないときは、申し込みを行うことができません。

2 特約保険金の加入限度額など

約款参照

災害「第15条」、災害(低減型)・災害(無解返)「第16条」、災害(学資)「第14条」、傷医「第17条」、傷医(低減型)・傷医(無解返)「第18条」、傷医(学資)「第17条」、総医「第22条」、総医(低減型)・総医(無解返)「第23条」、総医(学資)「第22条」、先進(無解返)「第20条」

①解説

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
■②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

②解説

日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人(<https://www.yuchokampo.go.jp/>)

Web参照

2018年12月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。最新の情報は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)で確認してください。

加入限度額などの範囲内で申し込みください。

▶ 1 法令による加入限度額

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる特約保険金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」■①に加入しているときには、当社の生命保険に加入できる特約保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の特約保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申し込みがあったときは、その申し込みは引き受けできません。
- 特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した特約を解除することがあります。

特約の加入限度額

①下表ア、イの合計で1,000万円

ア 現在販売中の特約	・無配当災害特約 ・無配当災害特約(解約返戻金低減型) ・無配当災害特約(無解約返戻金型) ・無配当災害特約(学資保険(H24)用)
イ 現在販売停止中の特約	・介護特約 ・災害特約 ・災害特約(学資保険(H24)用)

②上記①とは別に、下表ア、イの合計で1,000万円

ア 現在販売中の特約	・無配当傷害医療特約 ・無配当傷害医療特約(解約返戻金低減型) ・無配当傷害医療特約(無解約返戻金型) ・無配当傷害医療特約(学資保険(H24)用) ・無配当総合医療特約 ・無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) ・無配当総合医療特約(無解約返戻金型) ・無配当総合医療特約(学資保険(H24)用) ・引受基準緩和型無配当総合医療特約 ・引受基準緩和型無配当総合医療特約(解約返戻金低減型) ・引受基準緩和型無配当総合医療特約(無解約返戻金型) ・無配当先進医療特約(無解約返戻金型)
イ 現在販売停止中の特約	・傷害入院特約 ・疾病入院特約 ・疾病傷害入院特約 ・無配当傷害入院特約 ・無配当疾病傷害入院特約 ・無配当傷害入院特約(学資保険(H24)用) ・無配当疾病傷害入院特約(学資保険(H24)用)

上記①、②のほか、特約を付加する基本契約の種類などにより、加入できる特約保険金額には一定の条件があります。

- 復活の際に適用する加入限度額は、復活申込時点の満年齢で計算します。

▶ 2 その他の保険金額の制限

(1) 年齢による保険金額の制限

- 被保険者が満15歳未満の場合、以下の保険金額を合算し、1,000万円を上限とします。
 - ・当社の保険契約および簡易生命保険契約の死亡保険金額(倍額保険金額※)および災害特約の特約保険金額を含みます。
 - ※特別養老保険の倍額保険金額を除きます。
 - ・他社の保険契約の死亡保険金額(災害による死亡保険金額を含みます。)

(2) 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険金額の制限

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の特約保険金額は一律300万円です。

- 上記の特約保険金額の制限以外にも、保険種類や特約種類によっては、契約の申し込みや、特約を付加する際に一定の制限があります。

無配当総合医療特約(4種類)または 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の中途付加を 希望されるお客さまへ

3 健康状態などの告知

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

▶ 1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが無条件で契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約に当たっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表(告知書)」①で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入(告知)していただく必要があります。

正しく告知をしないと…。



⚠️ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

▶ 2 告知義務違反による解除

- 当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載しています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障(責任)開始の日②(復活のときは復活日)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として特約を解除することがあります。
- 保障(責任)開始の日(復活のときは復活日)を含めて2年を経過していても、特約保険金の支払事由や特約保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、特約を解除することがあります。この場合、原則として特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに特約保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、特約保険料の払い込みを請求します。
- 特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

約款参照

総医「第18～20条」、
総医(低減型)・総医
(無解返)「第19～
21条」、総医(学資)
「第18～20条」、先
進(無解返)「第16～
18条」

① 参照

当社所定の端末を
使用方法を含
みます。

② しおり13P参照

「中途付加した特約
の保障(責任)の開
始」

⚠️ ご注意

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」には、保障(責任)開始の日(復活のときは復活日)を含めて2年を経過していても、詐欺による取り消しとし、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除ができないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症(過去にかかったことのある病気)、現症(治療中の病気)などについて故意に告知しなかった場合」などが該当することがあります。

- この場合、すでに払い込んだ特約保険料は返しません。

当社が特約を解除できない例

- ①生命保険募集人が、告知することを妨げたとき
- ②生命保険募集人が、告知しないことや、事実でないことを告げることを勧めたとき
- ③当社が解除の原因を知った時から1カ月間特約の解除を行わないとき

ただし、上記①または②に該当する場合、仮にそうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は特約を解除することがあります。

▶ 3 傷病歴などがある方でも特約を引き受けできる場合があります。

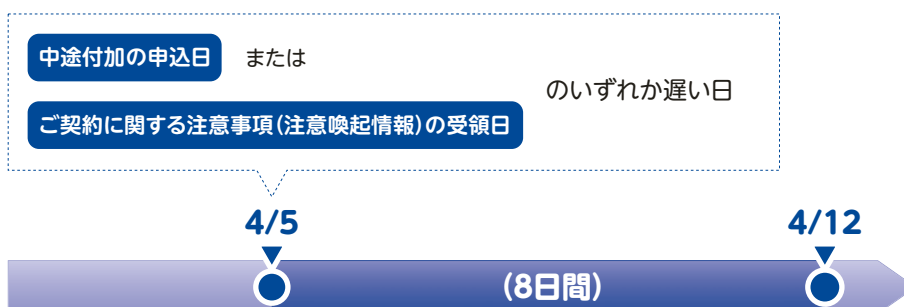
- 傷病歴などを告知した場合には、特約の申し込みを引き受けできないときもありますが、告知内容によっては引き受けできるときもあります。

4 クーリング・オフ制度

契約に納得がいけない場合、所定の条件を満たすことで、契約の申し込みの撤回(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者またはご契約者は、「特約の中途付加の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内であれば、書面による通知**により、契約の申し込みを撤回(契約成立後は解除。以下「撤回など」といいます。)できます。
- 申し込みの撤回などがあったときは、すでに払い込んだ保険料は申込者またはご契約者に返します。
- クーリング・オフの申し出をした後に、保険証券が到着したときは、最寄りの郵便局または当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例



- クーリング・オフの申し出ができる期間は、4/12までの8日間です。
- 郵送による場合は、4/12までの消印のあるものが有効となります。

⚠️ ご注意

- 契約の復活の申し込みのときには、クーリング・オフ制度は適用されません。

【通知方法】

- 特約の中途付加の申し込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

① 来店の方法

以下のものをお持ちの上、最寄りの郵便局、または当社の支店に申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- イ 第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)の領収証(※)
(※)第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)を「クレジットカードやデビットカード」または「金融機関の払込票」で払い込んだ場合は、申し込みの際に交付する「当社所定の用紙(保険契約申込受付証)」

② 郵送の方法

以下のはがきを、郵便局または当社の支店に郵送してください。

郵送のときは「特約の中途付加の申込日」または「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて「8日以内の消印のあるものが有効」となります。



【クーリング・オフはがき記入例】

郵便はがき		下記の保険契約の特約の中途付加の申し込みをクーリング・オフします。	
切手	□□□□□□□□	申込年月日	○年○月○日
○	△△市	保険種類名	○○○○保険
○	△△町	保険金額	○,○○○,○○○円
○	△△	保険料額	○○,○○○円
郵便局	△△	特約種類名	○○特約
あて	△△	特約保険金額	○,○○○,○○○円
		特約保険料額	○○,○○○円
		被保険者氏名	○○○○○
		保険証券記号番号	○○-○○-○○○○○○○○
		通知年月日	○年○月○日
		住所	〒123-4567 ○○市○○町○-○-○
		氏名	○○○○○

申し込みをした郵便局または申し込みをした当社の支店に郵送してください。

申込者またはご契約者本人が自署してください。

はがきを投函する日付を記載してください。

5 現在の契約の解約・減額を前提とした、特約の中途付加の申し込みを検討されているお客さまへ

現在の契約を解約・減額して、特約の中途付加の申し込みをする場合、ご契約者に不利益になることもあります。

! ご注意

- 現在の契約について解約または減額した場合に支払う返戻金額は、多くの場合、払い込んだ保険料の合計額より少ない金額となります。
特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新たな契約とでは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- 告知が必要な新たな特約の申し込みをするときは、一般の契約と同様に「告知義務」①があるため、健康状態などにより新たな特約の引き受けができないことや、その告知をしなかったために、新たな特約が解除または取り消しとなる場合があります。

 ①しおり18P参照

「健康状態などの告知」

お気をつけください。



6 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した者が、契約の申し込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際にはご協力をお願いします。

7 申し込み手続きの際の注意点

▶ 1 申込書、質問表(告知書)は本人が記入してください。

- 申込書、質問表(告知書)  ①は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人が記入してください。

 ①しおり18P参照

「健康状態などの告知」

▶ 2 指定代理請求人 ②を指定し、「登録ご家族」 ③を登録してください。

- 病気やケガのときに、特約の保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申し込みの際には、指定代理請求人を指定してください。
- ご契約者本人からのお問い合わせが難しい場合や、ご契約者へのご連絡ができない場合でも、大切なお知らせをご家族にお伝えすることができるよう、「登録ご家族」を登録してください。
- ご契約者から指定代理請求人、「登録ご家族」の方へ、事前に契約内容について説明してください。

 ②しおり28P参照

「指定代理請求制度」

 ③しおり58P参照

「ご家族登録制度」

▶ 3 保険料領収証をお受け取りください。

- 保険料を「現金」で払い込むときには、「当社所定の領収証」  ④(当社の社名が印刷されたもの)をお受け取りください。
- 第1回特約保険料(第1回特約保険料相当額)を「クレジットカードやデビットカード」または「金融機関の払込票」で払い込むときには、申し込みの際に「当社所定の用紙(保険契約申込受付証)」を交付します。この場合、当社からは別に保険料領収証は発行しません。
- 当社の保険契約の保険料払い込みや保険金支払いの取り扱いにおいて、預貯金通帳をお預かりすることはありません。

 ④しおり50P参照

「特約保険料の払込方法」

▶ 4 保険証券を確認してください。

- 「保険証券」  ⑤が届いたら、申込内容と違いがないか確認してください。

 ⑤しおり13P参照

「中途付加した特約の保障(責任)の開始」

ご注意

- 次の場合は、**かんぽコールセンター**  **0120-552-950** ここにきこう にご連絡ください。

- ①「告知」に関して、不明な点があるとき
- ②万が一、郵便局または当社の支店の社員が、お客さまから「保険料」や「保険証券」などを「当社所定の用紙」ではなく、名刺やメモで預かったとき
- ③「保険証券」や毎年送付するご契約内容のお知らせが、申込内容と異なるときや不明な点があるとき